

気仙沼市公告第 158 号

気仙沼市サテライトオフィス誘致支援業務について、委託業者選定のための公募型プロポーザルを次のとおり実施する。

令和 5 年 8 月 24 日

気仙沼市長 菅 原 茂

1 業務目的

本市では、少子化や若者の都市部への流出による人口減少が進む中、多様な就労ニーズに対応できる雇用の場を確保し、若者の定住やU I J ターンの移住等を促進するため、新産業創出に向けた I T 関連企業等のサテライトオフィスの誘致に取り組んでいる。

現在、旧中学校施設をリノベーションした I C T 拠点「I T ベース こはらぎ 荘」を企業のサテライトオフィス、起業・創業者の働く場として活用しているが、さらなる新産業の創出を図るため、旧大島中学校跡施設を改修し、令和 6 年春に向けサテライトオフィスの開所を予定している。

本業務は、企業誘致の自治体間競争が加速している中、気仙沼市の持つ地域資源や地理的特性を生かし、本市の明確な誘致戦略策定を行うとともに、受託者の持つ誘致に関するノウハウを活用し、誘致対象企業のニーズ調査や視察ツアーの開催等により、新たな施設への企業誘致の促進を図ろうとするものである。

2 業務概要

(1) 業務名称

気仙沼市サテライトオフィス誘致支援業務

(2) 業務内容

以下の記載事項は、最低限の要件を定めたものであり、公募型プロポーザル方式による審査会で、本市にとって効果的な I C T 関連企業誘致及びプロモーションの企画を提案すること。

- ①本市の強みを生かした企業等の誘致戦略の分析及び地方ニーズの把握
 - ・気仙沼市の地域資源（地場産業・地域課題など）を洗い出し、他の自治体と比較した際の本市の強みや進出した際のメリットを明確化する。その結果をもとに誘致戦略等の分析を行う。
 - ・首都圏等の I C T 関連企業を主なターゲットとし、サテライトオフィスの進

出を検討している企業に対して本市進出の意向調査等を実施し、誘致対象企業の絞り込みを行う。その中でも関心の高い企業に対しては、個別ヒアリング等を実施し、誘致対象となりうる企業のリストおよび報告書を作成する。

②誘致促進プロモーションの実施

誘致対象企業に対して、ニーズに合わせた誘致促進プロモーションを行う。なお、基本的に自由提案とするが、以下の内容を含めることとする。

・企業誘致促進視察ツアー

本市の魅力をアピールするため、1泊2日程度の視察ツアーを実施する。なお、内容については、サテライトオフィス視察、市内企業や関連機関との意見交換、市内観光から本市の社会課題解決や水産業戦略拠点等の取り組みに至るまで、ビジネス機会のイメージや自然・食・文化を感じることができるとする。

・首都圏での企業誘致セミナー、イベントの開催

首都圏等のICT関連企業に対し、ビジネス拠点としての本市の魅力をPRするイベントの企画・運営を行う。

③誘致資料及びPR用コンテンツの企画・作成

・誘致資料の作成

誘致に関する情報（当市の紹介、施設の紹介、支援制度の紹介等）をイベント出展時や商談時等に企業へ提示するため、5ページ程度のプレゼン資料を制作すること。形式はパワーポイントとし、サイズはA4とする。

・ホームページやSNS等を活用したPR用コンテンツの作成

④打ち合わせ協議

受託者は、業務の実施内容の調整や進捗状況の共有のため、月1回以上の定期的な打合せを実施すること。打合せは、事業の進捗のほかに、実際に企業を誘致する際に本事業をどのように活用すべきか説明を行い、担当職員が理解を深め、自ら誘致ができるようサポートすることとし、議事録を作成すること。

⑤その他

業務内容のうち、記載のない事項については、双方協議の上、決定するものとする。

(3) 履行期間

契約締結日から令和6年3月31日まで

3 参加資格要件

本プロポーザルに参加するための必要な資格及び要件は、次のとおりとする。

- (1) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4の規定に該当しない者であること。
- (2) 本プロポーザル公告日時時点で、気仙沼市指名競争入札参加資格者指名停止事務処理要領に基づく指名停止を受けていない者であること。
- (3) 国税，県税及び市税（法人税又は所得税，消費税及び地方消費税，県民税，事業税，市町村民税，固定資産税をいう。）を滞納していないこと。
- (4) 会社更生法（平成14年法律第154号）に基づく更生手続き開始の申し立てがなされていない者（同法に基づく更生手続き開始の決定を受けた者であって，更生計画認可の決定があった者を含む。）であること。
- (5) 破産法（平成16年法律第75号）の規定による破産手続き開始の申立て，会社更生法（平成14年法律第154号）の規定による更生手続き開始申立て又は民事再生法（平成11年法律第225号）の規定による再生手続き開始の申し立てがなされている者（会社更生法に基づく更生手続き開始の決定又は民事再生法に基づく再生手続き開始の決定を受けた者を除く。）
- (6) 気仙沼市契約に関する暴力団等排除措置要綱（平成20年気仙沼市告示第105号）別表各号に規定する要件に該当する者でないこと。

なお，別添「暴力団排除に関する誓約事項」を確認し，企画提案書等提出書の提出をもって誓約・同意したものとする。

4 本プロポーザルの日程

本プロポーザルは，次の日程で行う。

| 項番 | 手続き等 | 日程 |
|----|---------------|--------------------|
| 1 | 公募開始 | 令和5年8月24日（木） |
| 2 | 参加表明書受付期限 | 令和5年9月1日（金）午後5時まで |
| 3 | 質問書受付 | 令和5年9月1日（金）午後5時まで |
| 4 | 質問書に対する市の回答期限 | 令和5年9月5日（火） |
| 5 | 企画提案書等の提出期限 | 令和5年9月19日（火）午後5時まで |
| 6 | 審査（プレゼンテーション） | 令和5年9月26日（火） |
| 7 | 審査結果通知 | 令和5年9月28日（木） |

5 実施要領等の配布

実施要領等は，気仙沼市公式ホームページからダウンロードすること。

6 契約候補者の選定について

提案書は、「気仙沼市サテライトオフィス誘致支援業務公募型プロポーザル審査委員会」において審査し、最も高い評価を得た提案を行った者を契約候補者として選定する。

7 契約の締結について

審査の結果、契約候補者として選定された提案者と契約に関する協議を行い、契約の締結を行う。

なお、契約候補者と協議が整わない場合、次点候補者と契約に向けての協議を行う。

8 本プロポーザルに関する詳細は、「気仙沼市サテライトオフィス誘致支援業務公募型プロポーザル実施要領」による。

9 問合せ先

気仙沼市産業部 産業戦略課 産業戦略係

〒988-8501 宮城県気仙沼市八日町一丁目1番1号

電話番号 0226-22-3432

FAX番号 0226-24-1226

電子メールアドレス senryaku@kesenuma.miyagi.jp